

# 令和2年度 鳥取県協働提案・連携推進事業補助金募集要項

## 1 趣 旨

県民参画及び協働のモデルを創出することを目的として、住民団体、NPO、企業など多様な主体と県が協働して行政課題を解決するための取組を支援するため、「鳥取県協働提案・連携推進事業補助金」の交付を希望する団体を募集します。

## 2 補助制度の概要

区 分	対象事業
計画策定 補助 (1年目)	活動団体等と県協働担当課が協働し、地域課題解決のための計画策定を行う取組に対して補助を行います。(令和2年度の募集テーマは下記のとおり)
事業実施 補助 (2年目)	<計画策定補助に採択された事業が対象> 「計画策定補助」を受けて策定した計画に基づき、活動団体等と県協働担当課が協働して行う事業実施の取組に対して補助を行います。

### (1) 補助金の種類

区分	補助上限額	補助率	補助予定件数	対象期間
計画策定 補助	30万円	10/10	3件程度	補助金交付決定日から 令和3年2月28日まで
事業実施 補助	200万円	3/4	3件程度	補助金交付決定日から 令和4年3月31日まで

### (2) 申請できる団体の要件

県と協働して地域課題の解決に取り組む意欲があり、県内に事務所又は活動拠点を有する活動団体等（法人格の有無を問わない）とします。

- [例]・NPO、ボランティアサークル、住民団体の実行委員会等の非営利公益活動団体等
- ・自治会、老人クラブ、婦人会、子ども会等の地域住民組織
  - ・企業（地域の活性化や住民福祉の向上のための社会貢献的な活動を対象とし、自社の営利のみの追求や受益者が事業実施関係者に限られるものを除きます）
- ※ただし、以下の団体は対象外とします。
- ・政治・選挙・宗教・特定の思想の普及に関わる団体
  - ・暴力団又は暴力団員等の統制下にある団体
  - ・団体として実体のないもの

## 3 令和2年度の募集テーマ

	募集テーマ	協働担当課
1	<b>多様な観光資源を活かした戦略的観光立県</b> 本県固有の観光資源を活かした体験メニューの造成や教育旅行等の受入れ、環境整備等による旅行商品化の取組	交流人口拡大本部 観光戦略課
2	<b>文化遺産を活用した地域づくり—たたらと刀剣—</b> たたらと刀剣に関連する県中西部を中心とした、関係団体と連携した地域づくりの取組	地域づくり推進部 文化財課
3	<b>文化遺産を活用した地域づくり—鳥取県文化財保存活用大綱 12ストーリーを中心に—</b> ・若桜鉄道を活用した沿線の町、住民、団体と連携した地域づくり、ブランド化など ・城、古墳、寺院、台場等を活用した周遊観光ルートづくりの取組など	"

4	<b>天然記念物の保護活動と里山の保全</b> オオサンショウウオ等の天然記念物の保護活動や自然学習を通じた地域づくりの取組	〃
5	<b>県民みんなで取り組むCO2削減につながるエコ活動の推進</b> ・地域や家庭での省エネ意識の定着や実践につながる普及啓発の取組 ・クールシェアやライトダウンによる星空を楽しむ取組 ・持続可能な社会を担う環境リーダーの育成・リーダーたちによる連携、協働体制の構築 ・次世代を担う子どもたちが「スポーツ」や「アート」を切り口に環境問題などSDGsについて楽しく学べる取組 など	生活環境部 低炭素社会推進課
6	<b>プラスチックごみゼロ社会の実現</b> SDGsの目標達成（12「つくる責任つかう責任」、14「海の豊かさを守ろう」）に向けた取組 ・地域や家庭でのプラスチック削減へ向けた普及啓発の取組 ・持続的にできる河川、海洋ごみ回収体制の構築 など	生活環境部 循環型社会推進課
7	<b>食品ロスの削減</b> SDGsの目標達成（12「つくる責任つかう責任」）に向けた取組 ・地域で食品ロスを発生させない仕組みづくりの構築 ・食品提供者とフードバンク活動団体等との連携強化に向けた取組 ・食品ロスの情報集約や発信の取組 ・フードバンク活動の実施 など	〃
8	<b>犯罪被害者も加害者も生まない社会づくり</b> ・犯罪被害者等支援に対する県民及び事業者の理解を促進する教育活動や広報啓発活動	生活環境部 くらしの安心推進課
9	<b>ヒートショックの発生防止等につながる既存住宅の断熱改修促進</b> ・SDGs実現に向け、全ての人が健康的に暮らせる家を実現するための簡易な断熱工法による実証事業（既存住宅における断熱改修のDIYワークショップ、改修後の検証、改修効果の見える化） ・断熱住宅を普及促進するためのセミナーの開催（断熱住宅の概要やメリットの周知） ・とっとり健康省エネ住宅性能基準を満たす既存住宅の断熱改修実証事業 など	生活環境部 住まいまちづくり課
10	<b>若者（中学生・高校生）の参画と地域との協働による、地域活性化と地域を担う人材の育成</b> ・様々な高校に通う高校生がつながる機会（高校生サークル等）を創出し、地域と協働して地域活性化につながる活動を企画・運営 ・地域の大人と中高生との対話を通じ、中高生と地域の関わりを深め、ふるさとへの貢献意識等を育む企画の実施 など	県教育委員会事務局 社会教育課

※従前から行っている取組は対象外とします。

※国・県・市町村から他の補助金、交付金等を受ける（予定を含む。）取組は対象外とします。

#### 4 補助金の対象経費

計画策定及び事業実施のために必要な経費とする。

##### I. 対象経費となる例

項 目	内 容
報 償 費	講師、アドバイザー等の謝金（団体の構成員に対する場合は、取組に主要な役割を果たす場合に限り対象とする。この場合、事業実施補助につ

		いては、旅費とあわせて補助対象事業費（200万円を上限とする。）の1/3以内を目安に対象とします。）
旅	費	講師、アドバイザー等の旅費（団体の構成員に対する場合は、取組に主要な役割を果たす場合に限り対象とする。この場合、事業実施補助については、報償費とあわせて補助対象事業費（200万円を上限とする。）の1/3以内を目安に対象とします。）
需用費	消耗品費	用紙・封筒・文具類等の購入費
	燃料費	イベント等のため仮設した会場の暖房用燃料等
	印刷製本費	参加者募集のチラシ等の作成費
	光熱水費	イベント等のため仮設した会場の電気や水道の使用料等（領収書上区分が困難なものは対象外）
役務費	通信運搬費	講師や参加者募集のための郵便料等（電話代は補助事業の経費として区分困難のため対象外）
	広告料	参加者募集の広告費等
	手数料	振込手数料等
	保険料	ボランティア保険料等
	会議等の実施に要する経費	資料代、会場代等（本補助事業の対象となった団体が手配等を要したものの経費のみ）
委託料		専門的知識や技術を要する業務を外部に委託する経費（ただし事業の主要部分を委託することは不可）
工事請負費		ソフト事業を展開するために必要な施設整備費（事業実施補助のみ）
備品購入費		ソフト事業を展開するために必要な備品の購入経費（事業実施補助のみ）
使用料及び賃借料		会場使用料（会議等の実施に要する経費を除く）、借上げ車両代
原材料費		植樹用の苗木等（ただし、苗木等を購入して、単に配布や販売のみを行う場合は対象外）

※工事請負費及び委託費については、例外を除き、県内事業者への発注を要件とします。（その他の経費についても県内事業者への発注に努めること）

※経済性の観点から、可能な範囲において相見積りを取り、相見積りの中で最低価格を提示した者を選定してください。

※視察に要する経費については、当該視察が事業の実施段階において特に必要と認められる場合を除き対象外とします（事業実施補助のみ）。

## II. 対象経費とならない例

- i. 団体の運営に係る経常的な経費（電話代、光熱水費、ガソリン代など経常的な経費と区分ができない経費を含む。）
- ii. 人件費
- iii. 団体構成員に対する個人給付的な経費（事業に主要な役割を果たすものを除く）
- iv. 団体等のみが利益を受ける資産形成となる経費（備品購入費、工事請負費等）
- v. 食糧費（食事代）
- vi. その他、交付対象経費として県が不相当と認める経費



## **(2) 計画策定審査（書類審査）**

応募多数の場合、鳥取県協働提案・連携推進事業補助金審査・検証委員会委員（以下「委員」という。）による書類審査を実施し、計画策定審査会において公開プレゼンテーションを行う団体を決定します（最大5団体）。

## **(3) 計画策定審査会（プレゼンテーション審査）**

(2) 書類審査を通過した計画策定補助の申請団体が公開プレゼンテーションを行い、委員による審査を実施し、採択の可否を決定します（最大3団体）。

## **(4) 官民協働での計画策定**

事業募集テーマを解決するための計画策定において、必要な経費を補助します（計画策定補助）。官民それぞれが知恵・ノウハウを出し合い、目標や役割分担等を定めた計画を定めます。行政・民間それぞれ得手不得手があるため、事前にお互いをよく知り、対等の立場で実現可能かつ効果の高い計画を作ることが重要です。

また、お互いに責任の持てる事業の担当者を置き、月1回など定期的に協議の場を設けることが協働の推進には効果的です。

## **(5) 協働研修の実施**

本補助事業の対象となった団体と、県事業担当課の職員に対し、協働について学んでいただく研修を実施します（計画策定期間、事業実施期間にそれぞれ1回ずつ予定）。

計画策定・事業実施の各段階で協働について学び、協働の進捗状況や計画内容等について確認・助言等することにより、協働の効果を増すことを目的とします。

## **(6) 事業実施審査会（プレゼンテーション審査）**

計画策定の審査で採択された団体が県事業担当課と共に公開プレゼンテーションを行い、委員による審査を実施し、採択の可否を決定します。

## **(7) 協働での事業実施**

計画策定補助で策定した計画のうち、官民協働で実施するために必要な経費を補助します（事業実施補助）。事業実施においても、計画策定の際と同様に、官民がそれぞれの資源や特性を持ち寄り、対等の立場で課題解決に取り組むことが大切です。

## **(8) 過程・成果の公開**

この事業は、官民が協働して計画策定・事業実施を行うモデル創出を目的としていますので、計画策定・事業実施の過程や成果について、成功・失敗した点も含めて公開することで、今後の協働の社会の実現に活かします。

事業実施補助の採択事業に係る成果検証や課題把握のため、事業実施補助の採択団体には事業終了後にアンケート、及び成果報告会における報告にご協力をお願いします。

## **7 応募方法**

### **(1) 募集期間**

令和2年4月1日（水）～5月29日（金）

### **(2) 応募方法**

鳥取県協働提案・連携推進事業補助金交付要綱の申請書、事業計画書、収支予算書（規則様式第1号、様式第1～2号）等を、鳥取県地域づくり推進部県民参画協働課まで持

参・または郵送で提出してください。(募集期間必着)  
※応募先住所は下記「6 お問い合わせ先」をご確認ください。

### (3) 事前相談・説明会

計画策定補助事業の募集にあたり、補助事業の概要説明、及び募集テーマに関連する協働担当課との相談の場を、下記のとおり設けます。

日時	会場
令和2年4月23日(木) 10時30分～16時	鳥取県庁第6会議室 (本庁舎地下1階)

※参加を希望される場合は、下記「6 お問い合わせ先」までお申し込みください。  
なお、4月23日以降も事業募集期間中、随時相談を受け付けます。

### (4) 選考方法

募集期間終了後に審査・検証委員会を開催し、採択団体を決定します。

- ・実施方法 計画策定補助：書類選考及び公開プレゼンテーションによる選考  
事業実施補助：公開プレゼンテーションによる選考
- ・開催場所 応募団体に別途連絡させていただきます。
- ・審査基準 「県と協働・連携して取り組む必要性(効果性)」、「発展性・モデル性」、「テーマ・地域性」、「公益性」、「先駆性」、「継続性」の観点に重点を置いて審査します。

## 8 お問い合わせ先

鳥取県地域づくり推進部県民参画協働課(担当：中島・永江)  
住所 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220(鳥取県庁本庁舎1階)  
電話 0857-26-7071/ファクシミリ 0857-26-8112/電子メール kenminsankaku@pref.tottori.lg.jp  
ホームページ <http://www.pref.tottori.lg.jp/227947.htm>